

監査の結果に基づき講じた措置の内容の公表について

監査の結果に基づき講じた措置の内容について通知があったので、地方自治法第199条第14項及び八尾市監査基準第17条の規定により当該措置の内容を次のとおり公表します。

令和3年2月24日

八尾市監査委員	吉川 慎一郎
同	八百 康子
同	重松 恵美子
同	榊井 政佐美

記

1 措置の内容の通知

平成29年度定期監査（総務部）の結果に対する措置

令和3年2月15日付け 八総総第216号

平成30年度定期監査（都市整備部）の結果に対する措置

令和3年2月15日付け 八都土事第42号

平成30年度定期監査（建築部）の結果に対する措置

令和3年2月15日付け 八建政第437号

令和元年度定期監査（水道局）の結果に対する措置

令和3年2月15日付け 八水経第381号

令和2年度定期監査（学校園）の結果に対する措置

令和3年2月17日付け 八教総人第1126号

2 問合せ先

八尾市本町一丁目1番1号

八尾市監査事務局

電話番号 072-924-3896（直通）

3 その他

措置の内容については、市役所本館3階の情報公開室及び八尾市ホームページでも閲覧できます。

平成29年度実施総務部定期監査の結果に対する措置等の内容
総務課

指摘事項	本通知時までに講じた措置又は改善方針等		R2. 2. 28 までの取組等の内容	
<p>1 文書の取扱いについて (2) 八尾市文書取扱規程について、電子メール等による文書の收受など電子媒体による文書の取扱いが定められていないので、時代に即した効率的な文書事務が行われるよう規定の整備等を検討されたい。</p>	措置状況	1. 措置済 (令和2年12月1日)	措置状況	3. 検討中
	<p>電子メール等による文書の收受など電子媒体による文書の取扱いについて、八尾市文書取扱規程の改正を行いました。 引き続き、令和4年度から導入予定の「文書管理・電子決裁システム」による文書管理の電子化に向けて、全庁的に効率的な文書事務が行われるよう想定される課題等について調査、検討を進めてまいります。</p>		<p>法令やガイドラインの改正その他の国及び他市の公文書管理に関する動向を注視しながら、調査を行うなど、効率的に文書事務が行われるよう、電子媒体による文書の取扱いに関し規定の整備等を検討しています。</p>	